

第8期 定時株主総会及び 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知



SecondXight
analytica

開催
日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前10時00分）

開催
場所

東京都千代田区内神田三丁目6番2号
アーバンネット神田ビル2階
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

【定時株主総会】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

- 議案 定款一部変更の件

目次

第8期 定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知	1
【定時株主総会】株主総会参考書類	5
【普通株主様による種類株主総会】株主総会参考書類	9
事業報告	10
計算書類	22
監査報告書	34

セカンドサイトアナリティカ株式会社

証券コード：5028

証券コード 5028
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田西福田町3番地
セカンドサイトアナリティカ株式会社
代表取締役社長 高山博和

第8期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、本定時株主総会には「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、当該議案につきましては、会社法第322条に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sxi.co.jp/ir/meeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、アクセスして、銘柄名（セカンドサイトアナリティカ）または証券コード（5028）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう

え、3ページの「議決権の行使についてのご案内」に従って、2024年3月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時00分）
（開催日が前回定時株主総会日（2023年6月29日）に相当する日と離れておりますのは、第8期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。）
※前回の定時株主総会と受付開始時間が異なっておりますので、ご注意ください。
2. 場 所 東京都千代田区内神田三丁目6番2号 アーバンネット神田ビル2階
※前回の定時株主総会と会場が異なっておりますので、ご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 【定時株主総会】
第8期（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 【定時株主総会】
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
【普通株主様による種類株主総会】
議 案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には以下の方法がございます。



インターネットによる
議決権行使の場合

次頁をご参照ください

行使期限	2024年3月25日（月曜日）午後6時入力完了分まで
------	----------------------------



議決権行使書を
郵送する場合

各議案の賛否を
表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)

行使期限	2024年3月25日（月曜日）午後6時到着分まで
------	--------------------------



株主総会へ
出席する場合

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会	2024年3月26日（火曜日）午前10時30分（受付開始午前10時00分）
------	---------------------------------------

■議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- (3) 書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

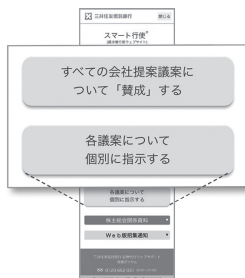
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

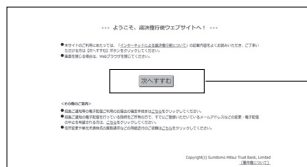
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

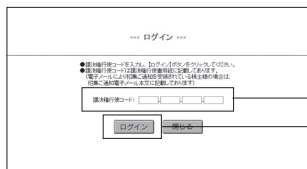


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

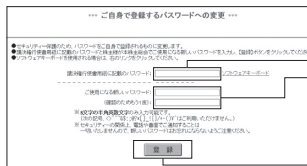
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を
入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

【定時株主総会】 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の将来の機動的な資本政策を遂行可能とするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）につきまして、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は12,017,288株とし、 当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 (1) 普通株式 <u>10,049,288株</u> (2) 甲種類株式 <u>1,968,000株</u>	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>39,472,524株</u> とし、 当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 (1) 普通株式 <u>33,568,524株</u> (2) 甲種類株式 <u>5,904,000株</u>

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役三木孝司は、本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新任の候補者は退任監査役の補欠として選任される監査役であるため、監査役候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、在任監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、候補者は社外監査役候補者であり、また、当社との間に特別の利害関係はありません。

い その かおる
磯野 薫

(1956年2月21日生)

■所有する当社の株式数 普通株式

一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	日本長期信用銀行(現 株式会社SBI新生銀行) 入行	2010年6月	同社 取締役 監査委員会委員
2000年10月	新生銀行(現 株式会社SBI新生銀行) 市場リスク管理部長	2020年6月	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 社外取締役
2004年4月	株式会社りそなホールディングス 執行役員 リスク統括部兼コンプライアンス統括部担当		
2009年6月	同社 取締役 監査委員会委員長		

【社外監査役候補者とした理由】

候補者は、略歴のとおり銀行及びグループ持株会社の要職を歴任しており、リスク管理及びコンプライアンス統括等の豊富な経験と知見を有することから、その見識に基づく監査を遂行することができるかと判断し、社外監査役候補者といたしました。

同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。同氏が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

また、同氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。なお、候補者は補欠の社外監査役候補者であり、当社との間に特別の利害関係はありません。

み き た か し

三木 孝司

(1949年2月1日生)

■所有する当社の株式数 普通株式

一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1971年4月	日本電気株式会社入社	2008年4月	株式会社華信コンピュータジャパン(現 株式会社ハイシंकジャパン)入社 管理本部長
1995年7月	神奈川日本電気ソフトウェア株式会社(現 NECソリューションイノベータ株式会社) 出向	2014年3月	同社 業務委託
2000年4月	NECソフト株式会社(現 NECソリューションイノベータ株式会社)入社	2020年7月	当社 監査役就任(現任)
2005年5月	同社 監査役スタッフ		

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

候補者は、本総会終結の時をもって当社監査役を退任いたしますが、これまで当社経営の監督を適切に遂行いただいていた実績から、当社の監査体制に適切な助言ができると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

同氏が原案どおり選任され、補欠として社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。同氏が原案どおり選任され、補欠として社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

また、同氏が原案どおり選任され、補欠として社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第4号議案**会計監査人選任の件**

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たにかなで監査法人を会計監査人に選任をお願いしたいと存じます。

監査役会が、かなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、会計監査人としての専門性及び独立性、品質管理体制、監査実績、監査報酬等を総合的に勘案した結果、同法人が当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2023年10月31日現在)

名称	かなで監査法人		
事務所	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング		
沿革	2020年10月1日 設立		
概要	出資金	69,000千円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	12名
		特定社員	1名
		職員 (公認会計士)	50名
		職員 (公認会計士試験合格者等)	25名
		合計	88名

以上

【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

定款一部変更の件

本招集ご通知5ページに記載の第1号議案「定款一部変更の件」と同一内容ですので、当該箇所をご参照ください。

事業報告 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

当社は、2023年12月22日の臨時株主総会の決議により、事業年度を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これにより、当第8期事業年度が2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月間となったため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、景気は一部に足踏みも見られるものの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う経済活動の正常化などにより、緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、引き続き回復が続くことが期待されます。一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが国内の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような環境の中、当社は協業パートナーとの連携強化、技術・製品サービスの強化及び事業の拡大に向けたデータサイエンス人材の確保に取り組んでまいりました。当事業年度においては、アナリティクスコンサルティング事業におけるデータ利活用支援やAIモデル構築、AIプロダクト事業におけるR2Engine導入等の案件を中心に売上が拡大いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は680,837千円、営業利益は36,717千円、経常利益は34,917千円、当期純利益は24,674千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に行った重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、主に自己資金をもって充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

① データサイエンティスト及びAIエンジニアの確保・強化

安定的かつ継続的な事業拡大を図るためには、アナリティクスコンサルティング案件数やAIプロダクト利用顧客数が増加した場合においても、高い収益率の維持及び質の高いサービスを提供し続けることが重要であり、特に優秀なデータサイエンティスト及びAIエンジニアの確保・強化が重要であると認識しております。

積極的なセミナー等参加による知名度の向上、インターンや紹介制度の導入・促進、優秀な人材が報われる給与・賞与制度、社内教育制度の充実、テレワークの推進等、従業員にとって魅力ある就業環境を整備し、同業他社の中から当社を選択して貰えるよう、重点的に取り組んでまいります。

② 事業パートナーとの提携戦略の強化

当社の技術力強化と顧客基盤の拡大には事業パートナーとの協業が不可欠です。協業により磨かれた技術を事業パートナーのビジネス拡大に活用し、共に成長できるような関係構築に努めてまいります。

③ ストックビジネスの強化

当社が持続的な事業成長をするためには、収益の基盤となるストックビジネスを強化することが重要であると認識しております。

AIプロダクトの営業体制を強化することにより、顧客のニーズを素早く取り入れ、AIプロダクトの機能強化・品質向上を行い、既存顧客の維持と新規顧客の獲得に取り組んでまいります。

④ システムの安定性の確保

当社はインターネット上でクライアントにサービスを提供することが多く、システムの安定稼働は必須となっております。そのための設備投資やBCPの継続的な見直しなど、今後も引き続きシステムの安定性確保に向けて取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社はサービスの提供過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、ISMS及び各種関連規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性の確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当事業年度)
売 上 高	495,131 千円	738,063 千円	905,951 千円	680,837 千円
当 期 純 利 益	30,996 千円	104,179 千円	155,942 千円	24,674 千円
1株当たり当期純利益	3.57 円	11.59 円	16.45 円	2.54 円
総 資 産	497,126 千円	651,791 千円	1,044,124 千円	789,563 千円
純 資 産	351,604 千円	474,096 千円	867,686 千円	642,885 千円
1株当たり純資産	34.65 円	48.54 円	86.94 円	66.70 円

- (注) 1. 2023年10月13日付で普通株式及び甲種類株式1株につき3株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり純資産については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。
3. 第8期(当事業年度)については、事業年度の変更に伴い、2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月間となっております。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、アナリティクスコンサルティングとAIプロダクトから構成されており、ワンストップでアナリティクス・AIの開発・導入・活用・運用のサービスを提供する「アナリティクスを活用したビジネス価値創造企業」として事業を展開しております。

(7) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区

(8) 使用人の状況

(2023年12月31日現在)

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
43名	7名増	35.0歳	2.3年

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社SBI新生銀行	15,000千円
株式会社三井住友銀行	15,000千円

2. 会社の株式に関する事項

	普通株式	甲種類株式
① 発行可能株式総数	10,049,288 株	1,968,000 株
② 発行済株式の総数 (自己株式577,395株を含む)	8,385,129 株	1,476,000 株
③ 当事業年度末の株主数	1,913 名	1 名
④ 上位10名の株主		

株主名	普通株式	甲種類株式	持株比率
株式会社SBI新生銀行	342,000株	1,476,000株	19.5%
エクシオグループ株式会社	1,275,000株	—	13.7%
TIS株式会社	1,020,000株	—	10.9%
深 谷 直 紀	666,666株	—	7.1%
高 山 博 和	600,000株	—	6.4%
株式会社ミロク情報サービス	600,000株	—	6.4%
加 藤 良太郎	306,960株	—	3.3%
株式会社セブン銀行	269,900株	—	2.9%
SBペイメントサービス株式会社	150,000株	—	1.6%
株式会社グリフィン・ストラテジック・パートナーズ	133,344株	—	1.4%

(注) 当社は自己株式577,395株を所有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回新株予約権
新株予約権の数	136,538個
保有人数	当社取締役 3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 819,228株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	264円
新株予約権の行使期間	2020年8月1日～2028年7月31日
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権は認めない。
- ② 本新株予約権の行使に係る行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
- ③ 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していること。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権を行使することができる期間の初日後1年を経過する日までは、本新株予約権の個数の50%を上限として行使を行うことができる。ただし、当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を切捨てた数値を上限個数とする。
- ⑤ 本新株予約権を行使することができる期間の初日後1年を経過した日から2年を経過する日までは、本新株予約権の個数の25%を上限として行使を行うことができ、本新株予約権を行使することができる期間の初日後2年を経過した日以降も、当該日から1年を経過する日までごとくにこれと同様とする。ただし、当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を切捨てた数値を上限個数とする。
- ⑥ 本新株予約権のうち1個を分割して行使することができない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
加藤 良太郎	取締役会長	株式会社グリフィン・ストラテジック・パートナーズ 代表取締役社長
高山 博和	代表取締役社長 事業本部長	
深谷 直紀	取締役副社長	
保坂 義仁	取締役 管理本部長	
河本 尚之	取締役	
伊勢 康永	取締役	株式会社アプラス 取締役副社長 株式会社クリアパス 取締役
三木 孝司	常勤監査役	
品川 理絵子	監査役	公認会計士・税理士 神楽坂公認会計士税理士事務所 代表
福崎 剛志	監査役	弁護士 日比谷タックス&ロー弁護士法人 代表

- (注) 1. 取締役河本尚之及び伊勢康永の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三木孝司、品川理絵子及び福崎剛志の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役品川理絵子氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役河本尚之、監査役三木孝司、品川理絵子及び福崎剛志の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。責任限定契約の概要は、以下のとおりとなります。

- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額の責任を負う。
- ・責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある法律上の損害賠償金、争訟費用が補填されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人員	報酬等の額 (千円)			
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬	合計
取締役	5名	94,950	-	-	94,950
(うち社外取締役)	(1名)	(3,600)	(-)	(-)	(3,600)
監査役	3名	6,000	-	-	6,000
(うち社外監査役)	(3名)	(6,000)	(-)	(-)	(6,000)
合計	8名	100,950	-	-	100,950
(うち社外役員)	(4名)	(9,600)	(-)	(-)	(9,600)

(注) 1. 取締役の報酬額(役員賞与を含む)は、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議による年額180,000千円以内(6名)であります。

2. 監査役の報酬額は、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議による年額20,000千円以内(3名)であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、全額を金銭による月例で支払う固定報酬とし、職責その他会社の業績等を総合考慮して決定します。業績連動報酬及び非金銭報酬は設定しておりません。

取締役報酬の決定は、取締役会で行います。また、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう、固定報酬の決定時に前年度の職責等の指標を加味して決定します。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

取締役会は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を当該方針に基づき決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	伊勢 康 永	株式会社アプラス 取締役副社長	株式会社アプラスとの間には、定常的な商取引の関係があります。
		株式会社クリアパス 取締役	株式会社クリアパスとは特別の関係はありません。
社外監査役	品川 理絵子	神楽坂公認会計士税理士事務所 代表	神楽坂公認会計士税理士事務所とは特別の関係はありません。
社外監査役	福崎 剛 志	日比谷タックス&ロー弁護士法人 代表	日比谷タックス&ロー弁護士法人とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	河本 尚 之	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、銀行及び証券会社の要職を歴任した経験と知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	伊勢 康 永	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、重要なビジネスパートナーであるSBI新生銀行グループとの関係強化の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	三木 孝 司	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会10回のうち10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外監査役	品川 理絵子	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会10回のうち10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外監査役	福崎 剛 志	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会10回のうち10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	23,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の監査計画を踏まえた監査見積もりに基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が以下に該当した場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
 - ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ・会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えられないとき。
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③ その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年12月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、当該方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。その概要については以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
 - ロ) 役員及び使用人に対して、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に行います。
 - ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入いたします。
 - 二) 適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務部門から独立した内部監査を実施いたします。
-
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 株主総会議事録、取締役会議事録のほか法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成し、保存します。
 - ロ) 文書等管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に管理または廃棄します。
 - ハ) 文書は電子化し、検索のしやすいフォルダ体系を構築して即時に閲覧できるようにします。
- 二) 取締役及び監査役はこれらの情報を適時に閲覧できるようにします。
-
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) リスクマネジメント基本規程を定め、リスクマネジメント委員会で想定されるリスクについて包括的に把握するとともに、リスクへの対応を行います。
 - ロ) リスクマネジメント委員会は定期的を開催し、リスクに対する対応状況を逐次フォローアップします。
 - ハ) 特に緊急の対応を要する事態については事業継続計画の一環として危機管理規則等を制定し、損失の発生を未然に防ぎます。
-
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 会社の意思決定については、業務分掌規程及び職務権限規程を制定し、重要性に応じた適正かつ効率的な意思決定を行います。
 - ロ) 経営方針に基づき計画的かつ効率的に事業を運営するために、中期経営計画及び年度予算を策定し、月次で実績と比較することにより業績管理を行います。
 - ハ) 財務報告の信頼性を確保するため、業務プロセスを文書化し、社内及び社外の監査担当者が検証します。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ) 監査役会または監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助使用人」と称する）を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置いたします。
 - ロ) 会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる使用人を配置いたします。
- ⑥ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査補助使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
 - ロ) 監査補助使用人の異動、昇格、降格、懲罰に関する決定は、監査役の同意を要することとします。
- ⑦ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ) 監査補助使用人は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
 - ロ) 監査補助使用人は監査役に同行して、取締役や監査法人と定期的に意見交換をする場に参加することができるようにします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するためのその他の監査役への報告に関する体制
- イ) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - ロ) 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときはただちに監査役に報告することとします。
- ⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 内部通報制度の外部の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には当該弁護士は当社常勤監査役に対してすみやかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告することとします。
 - ロ) 内部通報規則において内部通報者への不利な扱いを禁止し、不利な扱いをした場合には就業規則に従って懲戒されることとします。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該請求が監査役職務の執行に関連するものではないと認められるときを除き、会社が負担するものとします。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ) 監査役は各業務執行取締役と定期的にミーティングを行い、会社が対処すべき課題やその状況について把握するとともに、監査役監査の実効性を高めるための方策について意見交換することにより、信頼関係を築くよう努めます。
 - ロ) 監査役は定期的に監査法人、内部監査責任者と協議の場を設けて、実効的な監査を行うための情報交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

- ① 法令順守に対する取り組みの状況
 - イ) 法令順守に対する取り組みとしてコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。代表取締役社長を委員長とし、各部署の責任者が出席してコンプライアンスに関する問題点を抽出しその対応について討議しております。
 - ロ) 定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、会社に内在するリスクの調査及び分析を行い、その対策を講じることとしております。
- ② 監査役の監査体制の状況
 - イ) 当社の監査役会は毎月及び臨時に開催しており、取締役との意見交換を行っております。また、監査役会は監査法人及び内部監査責任者とも定期的に意見交換を行っております。
 - ロ) 各監査役は取締役会に出席しており、さらに常勤監査役は経営会議にも出席することで情報収集を行い、経営の監視を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	553,902
現金及び預金	361,239
売掛金	98,896
契約資産	34,055
仕掛品	495
貯蔵品	397
前払費用	39,205
その他	19,614
固定資産	235,660
有形固定資産	53,578
建物	34,421
工具、器具及び備品	46,784
建設仮勘定	967
減価償却累計額	△28,596
無形固定資産	69,587
ソフトウェア	66,735
その他	2,851
投資その他の資産	112,495
投資有価証券	67,440
保証金	36,640
繰延税金資産	640
長期前払費用	7,774
資産合計	789,563

科目	金額
負債の部	
流動負債	133,678
短期借入金	30,000
未払金	76,087
未払費用	3,684
未払消費税等	7,951
契約負債	9,543
預り金	6,411
固定負債	13,000
資産除去債務	13,000
負債合計	146,678
純資産の部	
株主資本	642,885
資本金	343,737
資本剰余金	243,737
資本準備金	243,737
利益剰余金	355,394
その他利益剰余金	355,394
繰越利益剰余金	355,394
自己株式	△299,984
純資産合計	642,885
負債・純資産合計	789,563

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		680,837
売上原価		347,834
売上総利益		333,003
販売費及び一般管理費		296,285
営業利益		36,717
営業外収益		
受取利息	3	3
営業外費用		
支払利息	211	
株式交付費	456	
支払手数料	1,121	
その他	14	1,803
経常利益		34,917
税引前当期純利益		34,917
法人税、住民税及び事業税	9,403	
法人税等調整額	839	10,242
当期純利益		24,674

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2023年4月1日残高	318,483	218,483	218,483
事業年度中の変動額			
新株の発行	25,254	25,254	25,254
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	25,254	25,254	25,254
2023年12月31日残高	343,737	243,737	243,737

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
2023年4月1日残高	330,719	330,719	—	867,686	867,686
事業年度中の変動額					
新株の発行				50,508	50,508
当期純利益	24,674	24,674		24,674	24,674
自己株式の取得			△299,984	△299,984	△299,984
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					—
事業年度中の変動額合計	24,674	24,674	△299,984	△224,801	△224,801
2023年12月31日残高	355,394	355,394	△299,984	642,885	642,885

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づき簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物 は 定額法、建物以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8 ～15年

工具、器具及び備品 4 ～15年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入

機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入においては、原則として成果物を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約により当社が作業を遂行した部分に対応する業務委託料を収受できる場合には、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(2) 機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用

機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用においては、契約期間にわたり継続的な保守・運用サービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(3) アナリティクスコンサルティング

アナリティクスコンサルティングにおいては、契約期間にわたり継続的なコンサルティングサービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(4) AIプロダクトのSaaS提供

AIプロダクトのSaaS提供においては、契約期間にわたりAIプロダクトを利用可能な状態とすることで履行義務が充足されると判断し、契約で定められた月額利用料または月額利用料相当額に基づき収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

5. 決算期の変更に関する事項

当社は、2023年12月22日に開催された臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。この変更に伴い、経過期間となる当事業年度は、2023年4月1日から12月31日までの9か月間となっております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末進行中の案件に係る売上高	65,300千円
--------------------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入、機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用およびアナリティクスコンサルティングに関する契約の一部については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、各契約における総工数の見積りに対する発生工数の割合(インプット法)により進捗度を算出しており、定期的に、当初想定していなかった工数の発生等による総工数の見積りの変動を進捗度に反映させております。

貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,385,129株
甲種類株式	1,476,000株
合計	9,861,129株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	577,395株
------	----------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	963,270株
------	----------

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	3,980千円
株式報酬費用	3,399 //
未払費用	1,120 //
繰延税金資産小計	<hr/> 8,500 //
評価性引当額	△3,980 //
繰延税金資産合計	<hr/> 4,519 //

繰延税金負債

資産除去費用	△3,483千円
未収事業税	△396 //
繰延税金負債合計	<hr/> △3,879 //
繰延税金資産純額	<hr/> 640 //

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金については事業投資のために保有することを基本として、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式、保証金は主に本社等の賃貸借契約に伴うものであり、ともに出資先・差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。また、借入金は短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、投資有価証券については定期的に出資先の財務状況を把握、保証金については賃貸借契約等の締結に際し、差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券については、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額67,440千円）であるため記載を行っておりません。また、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	98,896	98,896	—
(2) 保証金	36,640	36,640	—
資 産 計	135,536	135,536	—
(1) 短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払金	76,087	76,087	—
(3) 未払消費税等	7,951	7,951	—
(4) 預り金	6,411	6,411	—
負 債 計	120,450	120,450	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

(1) 売掛金、(2) 保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)	TIS株式会社	被所有 直接 13.0%	当社サービスの 提供	AIプロダク トに係るサー ビスの提供 (注)	75,825	売掛金	11,187
						契約資産	5,582
						契約負債	4,575

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を「一定期間にわたって認識する収益」と「一時点で認識する収益」に分解した情報は以下のとおりであります。

一定期間にわたって認識する収益	635,225千円
一時点で認識する収益	45,611 //
合 計	680,837 //

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度末及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	260,697	98,896
契約資産	33,174	34,055
契約負債	14,692	9,543

- (注) 1. 契約資産は、当社のアナリティクスコンサルティング事業及びAIプロダクト事業における顧客との一部の業務委託契約において、期末日時点で未請求の対価に対するものであります。契約資産は、成果物の納品または検収によって当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。
2. 契約負債は、当社のアナリティクスコンサルティング事業及びAIプロダクト事業における顧客との業務委託契約もしくはプロダクト利用契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
3. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,356千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

1年以内	191,623千円
合 計	191,623 //

一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 66円70銭

1 株当たり当期純利益金額 2円54銭

- (注) 1. 2023年10月13日付で普通株式及び甲種類株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。
2. 1株当たり純資産額については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

セカンドサイトアナリティカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大二郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セカンドサイトアナリティカ株式会社の2023年4月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、必要に応じてWeb会議システムも活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記の記載はなく、その記載方法に指摘すべき事項は認められません。

2024年2月20日

セカンドサイトアナリティカ株式会社 監査役会

社外常勤監査役	三木孝司	㊟
社外監査役	福崎剛志	㊟
社外監査役	品川理絵子	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内神田3-6-2
アーバンネット神田ビル 2階

※前回の定時株主総会と会場が異なっておりますので、ご注意ください。
TEL 03-3526-6800



交通：神田駅 「西口」 徒歩1分（JR線）
「出口1」 徒歩2分（銀座線）

- ◎ 当日は、専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。